

選挙管理委員会並びに役員選挙に関する内規

選挙管理委員会

一般社団法人日本動物実験代替法学会（以下、本学会）の代議員（定款施行細則第 6 条）、理事（定款施行細則第 7 条）および監事（定款施行細則第 9 条）の選出に係る選挙を行うに際し、選挙管理委員会（定款施行細則第 5 条）の円滑な選挙活動の遂行を目的とし、以下に「選挙管理委員会並びに役員選挙に関する内規」を定める。

1. 選挙管理委員会の設置、構成及び活動については、定款施行細則第 5 条に従う。また委員長は理事長および学会事務局と委員との連携を図る。
2. 選挙スケジュールは、選挙で選出された代議員から、理事と監事が選出するのに無理のない日程とし、遅くとも 8 月末日までに役員選挙が終了できるよう選挙スケジュールを設定する。なお、選挙関連のモデルスケジュールは別に示す（文末、補足資料 1）。
仮に、各選挙結果を 9 月の理事会で報告する場合、選挙管理委員会の設置は約 8 カ月前（1 月）、代議員選挙公示は約 7 カ月前（2 月下旬）、理事及び監事の選挙公示は約 4 カ月前（5 月下旬）に実施するように活動を開始すると余裕のある運営が可能である。
3. 選挙事務について、下記の情報及び業務を確認の上、必要に応じて、学会事務局に業務を委託する。
 - a. 選挙公示、関連ウェブページの作成等の事務処理。
 - b. 被選挙人（代議員選挙の場合は正会員、理事及び監事の場合は代議員）の所属、メールアドレス。
 - c. 被選挙人の任期（1 期 2 年、代議員は再任の制限なし、理事及び監事は、理事・監事にかかわらず連続 3 期を超えた再任は不可）
 - d. 理事選挙、監事選挙の際、代議員メーリングリストが更新されていることの確認（代議員選挙の後に開催されるため、代議員リストが変更となっているので注意）。
4. 立候補者の募集を行う選挙公示を作成する。
 - a. 立候補の受付期間は 2～3 週間とする。連休等が含まれる場合は考慮する。
 - b. 立候補の受付は電子メールとし、書面でも可とする。
 - c. 代議員選挙への立候補者には、氏名、所属、会員歴、継続か新規、直近 6 年間の委員会活動等の情報提供を求める。
 - d. 理事選挙への立候補者には、氏名、所属、会員歴、活動歴の他、所信表明等の情報提供を求める。
5. 選挙公示は、代議員選挙の場合は本学会正会員に、理事及び監事選挙の場合は本学会代議員にメールにて送信する。また本学会 HP への選挙公示掲載を依頼する。
6. 立候補期間中、立候補者が定数を満たすかを確認しつつ、理事長に経過を報告する。

7. 代議員への立候補者が定数を満たさない場合、本学会正会員にメールにて再度立候補を呼びかける。また、理事への立候補者が定数を満たさない場合、本学会代議員にメールにて再度立候補を呼びかける。
8. 立候補期間終了後、確定した立候補者について理事長を通じ理事会に報告するとともに選挙公報を作成する（定款施行細則第5条4、第6条2（5）、第7条2（3）、第9条2（3））。
各選挙公報には、以下の内容を含める。
 - a. 代議員選挙公報：氏名、所属、会員歴、継続か新規、直近6年間の委員会活動等の一覧表等。
 - b. 理事選挙公報：氏名、所属、会員歴、活動歴の他、所信表明等。
 - c. 監事選挙公報：氏名、所属、会員歴、活動歴等。
9. 各選挙における当選者数と当落の判定は下記のように判断する。
 - a. 代議員選挙では、予め理事会にて決定された定数（正会員の約20%以内（定款第5条3））に至るまで、得票の上位者を代議員の当選者とする。得票数が同じ場合は、若年齢者を上位とする（定款施行細則第6条2（6））。なお、立候補者数が定数を超えない場合は、無選挙当選とする（定款施行細則第6条2（7））。
 - b. 理事選挙では、予め理事会にて決定された選挙で選出する理事の人数に至るまで、得票の上位者を次期理事の当選者とする。得票数が同じ場合には、若年齢者を上位者とする（定款施行細則第7条2（4））。
 - c. 監事選挙では、得票の上位者2名を次期監事の当選者とする。得票数が同じ場合には、若年齢者を上位者とする（定款施行細則第9条2（4））。
 - d. 得票数が同じで該当者の年齢が不明の場合、学会事務局に問い合わせる。
11. 立候補受付期間中に、投票システムの準備を開始する。
12. 立候補者が確定したら選挙公報を作成する（定款施行細則第5条4）。
13. 立候補者に関する情報および選挙公報を学会事務局にメールにて送付し、関連ウェブページへの掲載を依頼する。
14. 投票期間終了後、速やかに選挙管理委員全員にて投票結果を確認する。
15. 選挙成立条件ならびに信任成立条件
 - a. 代議員選出のための選挙の成立には、有効投票数が有権者（正会員）総数の5分の1以上でなければならない。
 - b. 理事・監事選出のための選挙または信任投票の成立には、有効投票数が有権者（代議員）総数の過半数以上でなければならない。
 - c. 信任投票の際、信任の成立には、有効投票数の過半数以上の信任がなければならない。
16. 選挙管理委員会は、理事選挙終了後、次期理事から理事長および副理事長を選出するための次期理事による懇談会（新理事等互選会議）を開催し、選挙管理委員長（または委

員長から指名された委員)が立会人として経緯を記録するとともに、必要に応じ司会等のサポートを行う。互選ルールの例は別に示す(文末、補足資料2)。

17. 選挙結果の報告

- a. 代議員選挙では、選挙管理委員会は、選挙結果を速やかに理事会に報告するとともに、当選者に当選告知を行う。選挙結果を理事会が確認した日の翌日を新代議員の任期開始日とする。
- b. 理事選挙では、当選者がやむを得ない理由で辞退する場合、選挙管理委員会は、次点者を当選者とし当選告知を行う。(定款施行細則第7条2(6))
- c. 監事選挙では、当選者に告知とともに承諾通知を送る。当選者がやむを得ない理由で辞退する場合、選挙管理委員会は、次点者を当選者とし当選告知と承諾通知を送る。監事が定数になるまでこれを繰り返す(第9条2(5))
- d. 選挙管理委員長(または委員長から指名を受けた委員)は、全ての選挙が終了後、理事会にて選挙の概要および結果を報告する。
- e. 選挙管理委員長(または委員長から指名を受けた委員)は、社員総会にて選挙の概要および結果を報告する。なお、理事長指名により選出された理事の社員総会での承認については、次期理事長より発議する。
- f. 選挙管理委員長(または委員長から指名を受けた委員)は、会員総会にて選挙の概要および結果、並びに理事長指名により選出された理事について報告する。

18. 選挙および投票にかかる費用は学会が負担する。

付則

本内規は2023年4月4日から施行する。

2023年8月23日に一部改正する。

補足資料 1

モデルスケジュール

	選挙管理委員会の主な活動項目	2023年2月6日 (月)を開始と仮定 した場合の期日
1	選挙管理委員会選任	2月6日
2	選挙日程の決定、選挙公報の作成	2月20日
3	代議員選挙公示：立候補受付、理事推薦受付	2月27日～3月13日
4	予備期間：立候補受付、理事推薦受付（状況により延長）	3月13日～3月20日
5	候補者確定及び投票システム整備・確認	4月3日
6	代議員選挙公示：投票期間	4月10日～5月1日
7	開票、選挙結果確定・理事会報告	5月8日
8	理事・監事選挙：選挙日程の決定、選挙公報の作成	5月15日
9	理事・監事選挙公示：立候補受付	5月22日～6月5日
10	候補者確定及び投票システム整備・確認	6月12日
11	理事・監事選挙公示：投票期間	6月19日～7月3日
12	開票、選挙結果確定・理事会報告	7月10日

補足資料 2

※ 以下に示す方法（「理事長等互選の手順」および「理事長等選出に関する理事選挙後から互選当日までの手順」）は 2023 年度選挙管理委員会で作成し、理事長、副理事長選出に使用した方法であるが、本方法を日本動物実験代替法学会の理事長、副理事長選出（互選）方法に規定するものではなく、あくまで一例として示すものである。
新たに選出された理事もしくは選挙管理委員会により、他の方法が提案され、実施されても互選の正当性には問題はない。

理事長等互選の手順

1. 自薦他薦による立候補を募る。立候補は懇談会当日に受け付ける。
2. 候補者に対して新理事間での投票を実施する（投票は対面の場合は紙による投票、Web 会議の場合は Web 会議システムの投票機能を利用）。
3. 過半数の得票があった候補者を選出する。
4. 過半数を得る候補者がいない場合は上位 2 名による決選投票を行う。
なお、得票数同数の候補者が複数名存在し、上位 2 名が選抜できない場合は、理事選挙（信任投票）時の得票数の多い候補者から 2 名を選抜する。理事選挙（信任投票）時の得票数が同数であった場合は若年者を優先し、上位 2 名を選抜する。
5. 決選投票の結果、過半数の得票があった候補者を当選とする。
なお、投票数が同数の場合は、先の理事選挙（信任投票）にて得票数の多い候補者を当選とする（理事選挙（信任投票）時の得票数が同数であった場合は若年者を当選とする）。

理事長等選出に関する理事選挙後から互選当日までの手順

1. 当選（信任）理事全員に対し、互選方法の提案を募る。併せて選管が提案する互選方法を呈示する。
2. 互選方法に関する投票を行う。投票は、【賛成】、もしくは、【修正の上で賛成】とし、【修正の上で賛成】が過半数の場合、修正案を披歴した後、再度投票を行う。【賛成】が過半数の場合は、選ばれた方法で互選を行う。
3. 懇談会当日は、選管（立会人）の司会により、決定した互選方法により理事長の互選を実施する。
4. 副理事長の互選は決定した新理事長の司会により実施する。その際、選管は投票等のサポートを行う。

以上